じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会

していきょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ 指定共同生活援助事業所 いつきホームズ

していきょうどうせいかつえんじょじぎょうしょ 指定共同生活援助事業所 いつきホームズ 重要事項説明書

1. サービスを提供する事業所

3	
名称	しゃかいふくしほうじん ふくずみかい 社会福祉法人 福角会
所 在地	素ひぬけんまっゃましふくずみちょうこう ぜんち 愛媛県松山市福角 町 甲1829番地
でんわ 電話/FAX	電話089-978-5855 FAX089-978-5856
たいひょうしゃしゃ い 代表者氏名	理事長、芳野道子
まうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日	昭和47年5月31日

9ょうじぎょうしょ 2 利用事業所

2. 利用事業所	
事業所の種類	まっとうせいかつえるじょじぎょう 共同生活援助事業
指定年月日	平成 2 4 年 4 月 1 日
事業所番号	愛媛 第3820102162号
事業所の名称	指定共高生活援助事業所 いつきホームズ
主たる対象者	知的障害者(18歳未満を除く)
事業所の所在地と	えひめけんまつやましらくずみちょうこう しょんち 変媛県松山市福角 町 甲1829番地
れならくさき 連絡先	電話089-978-1166 FAX089-978-1411
きません。 管理者	安髙泰志
サービス管理責任者	うくとかともま 福富智樹 白石美穂
製 業日	3 6 5 日
これぎょうじかん 営業時間	月曜日から金曜日までの日中の時間帯を除く24時間。ただし、
	祝日・休日の日中の時間帯を除くこともある。
ヹ゚゚ヹ゚゚゚まうび 営業日・サービス提供時間	2 4 時間
	 まっとうせいかつえんじょじぎょう 共同生活援助事業いつきホームズにおいて実施する共同生活援助
	事業所の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する
しぎょうしょ もくてき 事業所の目的	まるとうせいかった。ところもいかった。これでは、これでは、これでは、 はから またまでは、 はから
	りょうしゃ いしょま じんかく そんちょう コネー とうがいりょうしゃ たちば た 利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った
	適切な共同生活援助サービスの提供を確保することを目的とする。
	利用者の意向、趣向、障害特性その他の事情を踏まえた計画を作成 し、これに基づき利用者に対して共高生活援助事業サービスを提供
うんえい こほうしん	
運営の方針	するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、
	利用者に対して適切かつ効果的に共同生活援助事業サービスを提供
	するものとする。
第三者評価の実施状況	実施の有無 : 無

3. いつきホームズの概要

(1) 各ホームの概要

※別紙参照

(2) 従業者の体制

職種	にん 人 数	^{じょう} 動	非	常 勤
かんりしゃ 管理者	1名	がい 1名 (いつきの里と兼務)		
せーびすかんりせきにんしゃ サービス管理責任者	2名	2名(2名共いつきの里と兼務)		
世話支援員	2 1名	2 0名		1名
	2 1名	(16名いつきの里と兼務・3名は世話人との兼務		1 名
世話人	1 4名	カル かい せいかっしぇんいん けんむ 1 1名 (3名は生活支援員と兼務)		3 3 3 3

4. 主な職種の勤務体制

職種			勤	務	体	制
管理者	8:30	~ 1 7 :	3 0			
かんりせきにんしゃ	通常	8 :	30~17	: 30	信直	21:00~塑6:30
サービス管理責任者	で 早出 1	6 :	30~15	: 30	夜勤	15:00~翌10:00
生活文振貝 世話人	^{はやで} 早出 2	7 :	00~16	: 00		
世話人	_{まそで} 遅出 1	12:	00~2	1:00	_{まそで} 遅出 2	10:00~19:00
でようちゅう せったん 常 駐 世話人	当日6:	30~9	: 30 2	6:00	~21:0	0の計8時間

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

≪提供するサービスについて≫

当事業所では、利前者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 訓練等給付費等から豁付されるサービス
- (2) 利角料釜の筌額をご利角者に貧迫いただくサービス〔(1)以外のサービス〕

(んれんとうきゅうふひたいしょうさー びす) 訓練等終付費対象サービス

山川林寺和り良み 多り	
種類	内 容 * ⁵
和談及び支援	・当事業所は、利用者笈びその家族からのいかなる相談についても誠意
	を持って応じ、智能な随り必要な支援を行うように努めます。
	<稍談窓口> サービス管理責任者・福富 智樹
にゅうよく 入 浴	・「惊動的に毎日行います。ただし、利用者の心身の状況により入浴
	することが困難な場合は、清拭になる場合があります。
	※設備の点検・修繕等により、入浴できない場合があります。
排泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄支援を行うとともに、排泄の自立
	に向けた適切な支援を行います。
**くだっい 着脱衣	・必要に愁じて弥助、雑認を筕います。

せいよう 整容	・個性を尊重しながら適切に支援を行います。
8動	・利用者の状況に応じて適切な支援を行います。
にっちゅうかつどう しぇん 日中活動の支援	・自立の支援と管常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況
	に応じて支援します。
	・利用者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会
	生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援します。
余暇の支援	・条暇支援を行うほか、答権イベントを計画します。
はんこうかんり 健康管理	・常詩、従業者により疾病予防、健康管理に努めます。
	・従業者が利用者の旅薬を管理します。与薬マニュアルに基づき、
	誤りのないよう方全を期します。
	・利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その付き添い等につ
	いて
	配慮します。(付き添い料が掛かる場合があります)
	・バックアップ施設(障害者支援施設いつきの里)の看護師との連携
	を図り、健康管理に努めます。
	・訪問看護ステーションとの委託契約により、日常の健康管理や
	24時間の運絡体制確保、重度化した場合の対応等に対する健康管理
	体制の充実を図ります。
	「重度化した場合における対応に関する指針」については、別紙参照

②訓練等給付費対象外サービス

種類	ない 内 容
食事	・利用者の身体状況に配慮した食事を提供します。
	≪食事時間≫
	· 平日
	朝 食 (7:15~8:00)
	夕食(18:30~19:30)
	• 休日
	朝食(7:15~8:00) 暨食(12:00~13:00)
	夕食(18:30~19:30)
	※食事時間はあくまで目安です。
特別な後事	・利用者の希望により特別な食事を提供する事もできます。(愛和談)
各種付き添い等	・利用者の希望する医療機関等への受診や薬の受け取り等。
余暇の支援	・利用者の希望に応じて実施します。潤いのある質の高い生活を送る事
	ができるように支援します。
類かり金等管理	・新角者の素質により、額がり金等管理サービスをご利用いただけま
	す。「類がりを管理規定」については別紙参照。
日中活動支援	・日中活動先との調整等を支援します。

その他日常生活上必要となる支援

・利用者の希望により実施します。

(健康診断・歯科検診・予防接種・理美容・クリーニング・粗大ごみ処分等)

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交待いたします。また、必要に応じて随時「個別支援計画」の関直しを行います。

≪サービス利用料 金≫

お支払いただく利用料はつぎのとおりです。

(1) 訓練等給付費サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、事業者が訓練等給付費等の給付を指針から 道接受け取る(代理受領する)場合、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出 した額)のうち利用者資担分(サービス利用料金全体の 1割を上限)を事業者にお支払いただきます。

なお、利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(1) -1 訓練等給付費対象サービス利用料金 (7名までのホーム)

Aご利用者の障害支援区分	区分1以下	区分 2	区分3	区分 4	区分 5	区分 6
日報酬単価(単位:1単位10円)	242単位	292単位	381単位	467単位	547単位	661単位
		. —			. —	
Cサービス利用料金(日額)	2, 420克	2, 920🎢	3, 810荊	4, 670荒	5, 470 🎢	6, 610党
D うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2, 178荊	2, 628荊	3, 429荊	4, 203 円	4, 923 🋱	5, 949円
Eサービス利用に篠る自己貧担額(C-D)	242취	292취	381취	467취	547취	661荒

【大規模住居減算】

各ホームの定員8人以上の場合、訓練等給付費対象サービス利用料金報酬単価が下記のように減算になります。

(1) -2 訓練等給付費対象サービス利用料金 (8名以上 20名までのホーム)

Aご利用者の障害支援区分	区分1以下	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
B報酬単価(単位:1単位10円)	230単位	277 単位	362単位	444 単位	520単位	628 単位
Cサービス利用料 ³ 整(苜額)	2, 300취	2, 770취	3, 620취	4, 440荒	5, 200취	6, 280荒
D うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2, 070荊	2, 493円	3, 258克	3, 996円	4, 680円	5, 652荒
Eサービス利用に篠る旨己貧担額(C-T)	230취	277취	362취	444荊	520취	628취

②特別な支援に伴う利用料金

がいる。 前項の基本的なサービス利用料金以外に、次の特別な支援を行う場合は、ご利用されるサービスごと利用料金が必要になります。

【夜間支援等体制加算(I)】 夜勤を伴う夜間支援従事者を配置している場合(1) 夜間支援対象利用者 4 人

A 報酬革備(革位:1革位10产)	3 3 6 単位
Bサービス利用料金(日額)	3, 024
Cうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1,008荒
Dサービス利用に篠る盲己貧担額(B-C)	3 3 6 취
(2) 夜間支援對象利用者5人	
A報酬單備(單位: 1單位10鬥)	269单位
Bサービス利用料金(日額)	2, 690円
Cうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2, 421円
Dサービス利用に係る盲己貧担額(B-C)	2 6 9 🆰
(2)夜間支援対象利用者6人	
A報酬單備(單位:1單位10門)	224單位
Bサービス利用料・釜(白額)	2, 240荒
Cうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2,016円
Dサービス利用に係る自己貧担額(B-C)	2 2 4 円
(3) 夜間支援対象利用者7人	
A 報酬单価(単位:1単位10円)	192單位
Bサービス利用料金(日額)	1, 920荒
Cうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1, 728 🋱
Dサービス利用に係る自己貧担額 (B-C)	1 9 2 🋱
(2) 夜間支援対象利用者8人以上10人以下	
A 報酬単価(単位:1単位10円)	1 4 9 单位
Bサービス利用料金(首額)	1, 490취
Cうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1341 荊
Dサービス利用に係る首己貧担額(B-C)	1 4 9 円
【夜間支援等体制加算(Ⅱ)】宿 直 を伴う夜間支援従事者	を配置している場合
(1) 夜間支援対象利用者4人以下	
A 報酬单価(単位:1単位10円)	1 1 2 単位

()	
A 報酬単価 (単位:1単位10円)	1 1 2 単位
Bサービス利用料・釜(日額)	1, 120취
Cうち訓練等給付費として帯断より代理受領する釜額	1,008荒
Dサービス利用に係る首己貧担額 (B-C)	1 1 2 元
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
A 報酬単価(単位:1単位10円)	9 0 単位
Bサービス利用料金(日額)	900円
Cうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	8 1 0 🏧

ロサービス利用に係る自己負担額 (B-C)			9 0 🎢	
(2)夜間支援対象利用者6人				
A 報酬単価(単位:1単位10円)			7 5 単位	
Bサービス利用料金(日額)			7 5 0 🋱	
Cうち訓練等豁付費として清齢より代理愛。領する釜額			6 7 5 🋱	
ロサービス利用に係る自己貧担額 (B-C)			7 5 🎢	
(3) 夜間支援對場對抗學工人	•			
A 報酬単価(単位:1単位10円)			6 4 単位	
Bサービス利用料金(日額)			6 4 0 円	
Cうち訓練等給付費として市町より代理要領する金額			5 7 6 円	
ロサービス利用に係る自己貧担額 (B-C)			6 4 円	
(2) 夜間支援対象利用者8人以上10人以下				
A 報酬單備 (單位:1單位10円)			5 0 单位	
Bサービス利用料金(日額)		5 0 0 円		
Cうち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	,	4 5 0 円		
ロサービス利用に係る盲己貧担額 (B-C)			5 0 芒	
【後間支援等体制加算(皿)】常時の運絡体制で防災体	制を確信	^ほ くしている場合	ν Δη	
1. サービス利用料金(単位)/日			100円 (10単位)	
2. うち訓練等豁付費として帯耐より代理愛領する釜	· 額		90취	
3. 自己負担額(1-2)			10취	
【福祉專門職員配置等加算皿】				
1. サービス利用料 金 (単位) /日			40円 (4単位)	
くんれんとうきゅうふひ 2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額			36円	
で こ ふたんがく 3. 自己負担額(1 — 2)			^{えん} 4円	
【日中支援加算 I 】				
りょうりょうきん たんい にち 1. サービス利用料 金(単位)/日	支援対象	象者1人の場合	しえんだいしょうしゃ にんいじょう ばぁぃ 支援対象者2人以上の場合	
	5, 390F	ん 円(539 単位)	2, 700円 (270単位)	
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額		4851円	2, 430円	
3. 自己負担額(1-2)		539荒	270荒	
【日中支援加算Ⅱ】				
こりょうしゃ しょうがいしえんくぶん くぶん いっ	<u>δν</u>		くぶん いじょう	

	· · · ·			
ご利用者の障害支援区分	区分3以市		区分4以上	
t - ひまりょうりょうきん たんい ひ 1. サービス利用料金(単位)/日	支援対象者 1人	支援対象者2人以上	支援対象者 1人	しえんだいしょうしゃ にんいじょう 支援対象者 2人以上
	2,700円 (270単位)	1, 350円 (135単位)	5, 390円 (539単位)	2, 700円 (270単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	2, 340円	1, 215克	4, 851芹	2, 340円
3. 自己負担額(1-2)	26鬥	135荊	539ݣ	26克

【入院時支援特別加算】 (月1回を限度)

ッキュート しょうがしょ なくぶん ご利用者の障害支援区分	ス院期間が3日以上7日未満	たいじょう 人院期間が7日以上
1. サービス利用料 金 (単位) /月	5, 610円 (561単位)	11, 220円 (1, 122単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	5, 049円	10, 098円
3. 自己負担額(1-2)	561円	1, 122荒允

1.サービス利用料 金(単位)/日	1, 220鬥(122單位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1, 098Ħ
3. 自己負担額(1-2)	122苧

またくじしえんかさん) っき かい げんど (帰宅時支援加算】 (月1回を限度)

ず利用者の障害支援区分	がいはくきかん にちいじょう にちみまん 外泊期間が3日以上7日未満	がいはくきかん においじょう 外泊期間が7日以上
1. サービス利用料 金(単位)/月	1, 870円 (187 単位)	3, 740円 (374単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	1, 683円	3, 366円
3. 自己負担額(1-2)	187円	374円

たまうききたく じしえんかさん 【長期帰宅時支援加算】

1. サービス利用料 金(単位)/日	400荒 (40単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	360 芦
3. 自己負担額(1-2)	40荒

【重度障害者支援加算】加算対象者のみ

りょうりょうきん たんい にち 1.サービス利用料 金(単位)/日	3, 600鬥(360革俭)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	3, 240 茶
3. 自己負担額(1-2)	360취

【医療連携体制加算V】

りょうりょうきん たんい にち 1.サービス利用料 金(単位)/日	390円(39単位)
2. うち訓練等給付費として市町より代理受領する金額	351취
3. 自己負担額(1-2)	39취

(ふくしかいごしょくいんしょぐうかいぜんかさん) 【福祉介護職員処遇改善加算】

りようりょうきん たんい つき	がつ しょていたん い
1.サービス利用料金(単位)/月	1月+所定単位×74/1000

※1か月の基本報酬 及び各加算を算定した単位数の合計にかける(四捨五入)

(2) 訓練等給付費対象外サービスの料金

訓練等給付費等の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い資きます。

なお、この所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当

な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容ならびに変更する事由について、 変更を行う2ヵ月前までにご説明します。

以下については、料金(実費等)をいただきます。

③訓練等給付対象外サービス利用料金

こう 項 目	りょう 料	*A 金
食費	朝 食 236円	* *
(配食サービス)		ご飯が出る場合は360円になります。
食材料費 (調味料・お米代等)	J	育額 1,200円
特別な食事		្ត្រ ្ត្រ ្វ 実費
家賃	[-	foがく 月額18,000円
「音角路費(トイレットペーパー、洗練剤 袋器洗剤 掃解洗剤 ハンドソー湾)		月額 600円
光熱水費(水道・電気・ガス・灯油 等)	※別紙参照	
まえうえまむ。 えびぬケーブルテレビ じょうかそう ほしゃてんけん ちょうないかいひほか 共益費 (愛媛 C A T V・浄化槽保守点検・町内会費他)	· ※別紙参照	
電話代	じっぴ 実費	
特別な病院受診等に係る諸費角	参加費・交通費	実費
(答種特別な付き添い等を含む)	つきそいひ 付添費	(時間内) 600円
	30勞	(時間外) 700円
た。ず、 しょうかんり 預かり金等管理サービス		幹 年10,000円
故意敬損弁價代	実費	かくしゅほけんかにゅうしゃ ほしょうはんい こえ たばあい 各種保険加入者は補償範囲を超えた場合
コピー費用	1枚	白黒10円 カラー30円
各証明書の発行	1 部	100苧
その他自常生活上必要となる諸費用 (理美容・クリーニング・予防接種・粗大ごみ処分等)	こっぴ 実費	
(埋美谷・グリーニング・予防接種・租入こみ処分寺)		15//+2

- ※1. 食事をキャンセルする場合は、当日の11時迄に事業所へご連絡ださい。 お申し出のない場合、当日の夕食代(340円: 夕食に炒飯や炊き込みご飯が出る場合は 360円) と翌日の朝食代(236円) をいただく場合があります。
- ※ 2. 訓練等給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の貧損額を変更します。
- ※3. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費の単価につきましては、利用者 1 名につき対率者 1 名で対率を持つた場合の費用となります。従って、参加利用者及び引率者が複数の場合は、所要時間に引率人数を掛けたものを参加利用者数で割ったものが、一人当たりの費用となります。
- ※4. 特別な病院受診等に係る諸費用の付添費における(時間内)とは、8:30~17:30 までとなります。それ以外の時間につきましては、(時間外)の費用が適応されます。
- ※5. 各ホームの退去にあたっては、部屋の清掃費用や修繕費用等、実費分を徴収させていた だきます。
- ※6. その他、社会情勢等により著じい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

- ※7. 答ホームの建物・付属設備等の修繕・保守点検等の負担については、別紙のとおり、各自で修繕等のご負担をいただきます。
- ※8. 家賃・光熱水費・共益費・食材利用費・日用品費については、その月の利用日数にかかわらず定額の請求とさせていただきます。

≪利用者負担の軽減について≫

[利用者負担に関する月額上限]

、		
☆ 労	世帯の収えが状況	1カ月あたりの負担上限額
生活保護	せいかっほう じゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	
低所得 1	おようそがだばいなかました。またい カービスを利用する	
	ご本人の収入が80万円以下の方	0취
低所得 2	治的科 質税非課税世帯	VΗ
	れい にんせたい しょうがいき そねんきん きゅうじゅきゅう ぱあい おおむ まんえんいか しゅうにゅう 何) 3人世帯で障害基礎年金I級 受給の場合、概ね 300万円以下の収入	
	れい たんしんせたい しょうがいき そねんきんいがい しゅうにゅう おおむ まんえんいか しゅうにゅう 何り) 単身世帯で障害基礎年金以外の収入が概ね 125万円以下の収入	
—般 1	市町村民税課税世帯(20歳未満)	9, 300∰
^{いっぱん} 一般 2	市町村民税課税世帯	37, 200芒

(3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記《サービス利用料記》(1)(2)の料記・費用は、1カガラごとに計算しご請求します。利用者 資担釜は、当月末日精質の翌夕月末日払いです。

しはらいほうほう 支払方法

- ・ご指定の口煙からの自動引き落としてお願い致します。
- げんきんまた ふりこみ しはら きぼう ばあい もう でくだ ・現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。

6. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応します。		
じた 防火管理責任者	ふくとみ ともき 福富 智樹		
避難訓練	消防法に差められた鉾2筒以上の訓練を利用者参加の上実施		
防災設備	消火器 スプリンクラー設備 自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備 誘導灯		

7. 個人情報の保護について

施設は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱います。

担当者	L & L & L & L & L & L & L & L & L & L &	じゅうしょ 住所	でんわばんごう 電話番号
こじんじょうほう ほ ご かんりしゃ 個人情報保護管理者	やすたか やすし し 安髙 泰志	まっゃましふくかどまちこう 松山市福角町甲1829番地	089-978-1166

- ・従業者は個人情報の保護に努め、業務上知り得た個人情報については、在職中 放び 退職後においても他に漏らしません。
- ・利用者に医療等繁急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心質等の情報を 提供できるものとする。
- ・利用者の個人情報をサービス調整会議等で開いる場合には、学的文書にて同意を得ることとする。
- ・利用者の門滑なサービス利用のため支援を行う際に、利用者笈びご家族に関する情報。を提供する場合には、学め文書にて信意を得るものとする。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示について

- (1)個別支援計画
- (2) サービス提供の具体的な内容
- (3) 利用者の障害の状態ならびに終行等の受給状況について、厚生労働省等で義務付けられた特節への通知事項
- (4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない弾車など
- (5) 利用者からの苦情の内容
- (6) 事故の状況 * 及び事故に際しての対影
- ◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。
- ◆ 閲覧・複写ができる窓口業務時間は、9:00~17:00(平日)です。

9. 苦情の受付について

(1) 苦情申立先

・いつきホームス	ズの受付窓口			
世当者	職名・役職名	氏 名	じゅうしょ 住 所	でんわばんごう 電話番号
うけつけたんとうしゃ 受付担当者	しえんかちょう ほ さ 支援課長補佐	白石美穂	 まつやましゃくずみちょうこう 松山市福角町甲1829番地	089-978-1166
安何担当有 	文抜謀長網佐 	│日白美穂	松山巾備用 町 甲1829番地 	m-shiraishi@hukuzumikai.com
だいさんしゃい いん 第三者委員	ふくずみかいかん じ 福角会監事	こばやしやすいち 小林保一	************************************	089-922-5265
第二者委員	ふくずみかいひょうぎいんせんにん かいにんいいん 福角会評議員選任・解任委員	や ぎ たかのり 八木孝教	まっゃましぼりえちょうこう 松山市堀江町甲1378-5	089-979-0405

		1						
かいけつせきにんしゃ 解決責任者	かんりしゃ 管理者	************************************	 ***********************************	089-978-1166				
解决頁仕有 	官埋石	女员泰志	松山巾倫用 町 甲1829番地 	y-yasutaka@hukuzumikai.com				
※意見箱を設置し	※意見箱を設置しておきますのでご利用ください。							
・ 行 政 等 の 受 付	きかん 機関							
きかんめい 機関名			じゅうしょ 住 所	でんわばんごう 電話番号				
愛媛県 保健福祉部 障がい福祉課		まっゃましいちばんちょう 松山市一番町 4-4-2	089-912-2420					
まっゃまし 松山市	保健福祉部障がい福祉課		松山市二番町 4-7-2	089-948-6719				
えいめけるしゃかいさくしきょうぎかい 愛媛県社会福祉協議会	強烈できせいいるかり 運営適正委員会		まっやましも5だちょう 公山市持田町3-8-15	089-998-3477				

10. 緊急時等の対応(事故対応含む)について

- (1) サービス提供中に利用者に病状の意変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに協力医療機関では利用者の主治医への運絡を行う等の必要な措置を行い、管理者に報告します。
- (2) 協力医療機関等へ連絡等が困難な場合は、他の医療機関への連絡を行う等の必要な 処置を行います。
- (3)サービス提供により事故が発生した場合は、置ちに関係市町村、当該利用者の家族等に 運絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (4)サービス提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとします。

11. 虐待防止について

事業者は、利用者等の父権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の 擁護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79条)」を遵守するとともに、予記の 対策を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の設置

担当者	職名・役職名	氏 茗	^{じゅう}	でかりばんごう 電話番号
ぎゃくたいぼう しせきにんしゃ 虐待防止責任者	しえんかちょう 支援課長	る。 経費をもま 福富智樹	まつやましかくずみちょうこう 松山市福角町甲1829番地	089-978-1166
虐 侍 防止真仕者 	文抜誄長	備虽習樹	松山巾倫用 町 中 1 8 2 9 番地 	t-fukutomi@hukuzumikai.com

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

**・うせいかんけい **・くたいうけっけまどぐち 【行政関係の虐待受付窓口】

まひめけるしょう 愛媛県 障 がい者権利擁護センター	所 在 地 松山市举前7-2
(福祉総合支援センター)	電話番号089-911-2177
*** となった。 はない はいます はいない はいない はいまれる という ない はい はいまれる はいままる はいまま はいまま	が在地 松山市二番町4-7-2
*^*** (松山市 障 がい者 虐 待防止センター)	でんわばんごう 電話番号089-948-6849

12. 協力医療機関

利用者が、専門医師等の診断・治療を受けることになった場合には、下記の協力医療機関において受診・治療を受けることができます。

* 協力医療機関				
いりょうきかんめい 医療機関名	科 名	游 茬	地	でんわばんごう電話番号
ょりえびょういん 堀江病院	精神科・内科	まっゃましゃくずみちょうこう 松山市福角町 甲1582		089-978-0783
た。 矢野内科	内科	まっゃましひがしながと15ょうめ 松山市東長戸1丁目10	-18	089-922-5522
やまもとせいけい げ か 山本整形外科	整形外科	*************************************		089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯科	まっゃましゃくずみちょうこう ば 松山市福角 町 甲538番	地10	089-978-7677
・受診医療機関				
いりょうきかんめい 医療機関名	科名	新	地	電話番号
えびめけんりつちゅうおうびょういん 愛媛県立中央病院		まっゃましかずがまち ばんち 松山市春日町83番地		089-947-1111
まつやませきじゅうじびょういん 松山赤十字病院		まつやましぶんきょうちょう ばんち 松山市文 京町1番地		089-924-1111
がもとげかいちょうか 岡本外科胃腸科	が いちょうか 外科・胃腸科	************************************		089-978-2282
そがめ ひ ゑ か 十亀皮膚科	皮膚科	************************************		089-943-5067
かわたにせいけい げ か 川谷整形外科	整形外科	まっゃましつねたけこう 松山市常竹甲379-1		089-994-7800
おかもと じ び いんこうか 岡本耳鼻咽喉科	耳鼻科	*************************************		089-926-3349
はしもと脳神経外科	のましたけい げょか 脳神経外科	まっやまし うまきちょう 松山市馬木町2230-1		089-989-5959
じょうほく じ び いんこうか 城 北耳鼻咽喉科	耳鼻科	まっゃましき や ちょう 松山市木屋 町 3 丁目	11-4	089-924-6670
さなだ眼科	眼 科	まっゃましひがしながと 松山市東長戸1-8-6		089-926-3377
別所能科	10 科	************************************		089-923-6789
えひめけんこうくうほけん 愛媛県口腔保健センター	歯科	まっゃましゃないまち 松山市柳井町2丁目6-1	2	089-932-5047
光洋台デンタルクリニック	歯科	************************************		089-994-3777
がおだげか のうしんけいげか 河田外科・脳神経外科	外科・脳神経外科	まつやましろっけんやちょう 松山市六軒家町3の	19	089-924-1590
たなべひによっきかないか 渡辺泌尿器科内科	※尿器科・内科	松山市山越町455番地	11	089-922-7088
やまなかないか しょうかきないか 山中内科・消化器内科クリニック	内科・消化器内科	***** はうちみやちょう 松山市内宮町558-1		089-978-7611
まくじまびょういん 奥島病院	。 婦 人 科	まつやましどうごまち ちょうめ ば 松山市道後町2丁目2番		089-925-2500
うめおか神経クリニック	てんかん外来	まっやましにばん ちょう 3ヶょうめ 松山市二番 町 3丁目8-		089-913-0133
原循環器科内科クリニック	循環器科・内科	松山市祝谷2丁首12-		089-917-7755
*利用者の病状急変等の	繁急時は、速やか	に医療機関への連絡等	を行います。	

13. いつきホームズを利用の際に留意していただく事項

いつきホームズを利用されている方々の生活の場としての快適性や安全性を保っため、次に掲げる事項についてご留意ください。

来訪・面会	「テムーモーヘ 原則として、就寝から起床までの時間以外でお願いします。尚、ご家族以外
	の方については、利用者との関係をお尋ねする場合があります。

がいしゅっ がいはく 外出・外泊	いつでもできます。支援賞・世話人文は事務所等にご運絡下さい。
医療機関への受診	より専門科への受診が必要と判断された際に、受診が継続的になる場合や
	受診先が遠方である場合等は、ご家族に協力を依頼することもあります。
設備・器具の利用	設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに関した利用によ
	り破損等が生じた場合は弁償゚して頂くことがあります。
製 煙	************************************
	り制限させて躓く場合があります。
飲 酒	* ままず こう

貴重品の管理	贄重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理
	のできない利用者につきましては、預り金サービス(有料)のご利用とな
	ります。
宗教・政治・営利活動	利角者の思想・信報は首曲ですが、他の利角者に対する崇義**活動、政治
	活動および営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	動物の飼育はできませんが、整鰲等についてはご相談ください。
きけんぶっとう 危険物等	た。 危険物の持ち込みは禁止いたします。

(別紙)

「重度化した場合における対応に関する指針」

- 1. 急性期における医師や医療機関との連携体制
- (1) いつきホームズの入居者に、体調の急変などが発生した場合には、協力医療機関(堀流 精院・失野内科・山木整形外科・まこと歯科クリニック)の対応により、速やかに適切な処置を行います。
- (2) 入居者が体調の意変などにより、入院を伴う医療処置を行うことが必要とされる状態になった時には、遠やかにご家族等に運絡し、ご意向を荷ったうえ、協力 医療機関の医師により可能と判断された場合において、いつきホームズに居住した状態で協力 医療機関の医師、またはその指示による着護師により、医療処置を行います。

ただし、協力医療機関の医師によりいつきホームズに居住した状態での看護、介護が困難と判断された場合、または、入居者、家族等が医療機関への入院を希望する場合には、「堀江流病院・失野内科・山本整形外科」または入居者、代理人の希望する医療機関への入院を調整いたします。

(3) 医療連携体制の整備に関する報酬の加算

くぶん ほうしゅう しょうがいしぇんくぶん 区分・報酬 障害支援区分1~6 39 単位/日

2. 入院期間中におけるグループホームの居住費および食費等の取り扱い 入院期間中の食費は欠食とし、提供分の請求といたします。

ただし、家賃・共益費・光熱水費・食材料費・日用品費は定額での請求としいたします。

(1)	* 家 賃 *** [*] 共益費	定額の請求 定額の請求 に対しています。 定額の請求【別紙参照】
(2)	こうねっすいひ 光熱水費 によくざいりようひ 食材料費 にきょうひんひ 日用品費	定額の請求 【別紙参照】 定額の請求 定額の請求 定額の請求
(3)	食費	提供分の請求

2019年 月 日

指定共同生活援助事業に関するサービスの提供。及び利用の開始に際し、「本書面に基づき重要す 事項の説明を行いました。

事	*** ⁵ 業	旂	名	きょうどうせいかつえんじょじぎょう 共同生活援助事業	が いつきれ	トームズ	
せつめ 説り	かしゃしょ 月者職	(めい 名			氏 名		節
				いて事業所から輩勢 うれいした。 前の開始に同意しまし		していきょうどうせいかつえんじょじぎょ 、指定共同生活援助事	。これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、
				別なうしゃ利用者	· _(住 前)		
					_(氏名)		ivá Éfi
				たちあいにん 立会人			
					(氏名)		ivá FD
					y s j l s (利用者との関係)		

【つばき・もくれんホーム】

■ホームの概要

名称	こう ぞう 構造	u きちめんせき 敷地面積	のベゆかめんせき 延床面積	リビング ダイニング	浴室 脱表場	トイレ	介助トイレ	きょ 居 室 (室数)	世話人室
つばき	もくぞうひらゃ 木造平屋	578.08 m ²	284.96 m²	28.88 m [*]	36.10 m ²	13.537 m ²		10.83 m ²	9.02 m ²
もくれん ホーム	不 位 半屋	576.06 III	204.90 111	20.00 111	36.10 m ²	18.054 m ²		(10室)	8.12 m ²

くんれんとうきゅうふたいしょうがいさ — び すりょうりょうきん ■訓練等給付対象外サービス利用料金

こうねつすいひ すいどう でんき とうゆ 光熱水費 (水道・電気・灯油)	8, 700円
きょうえきひ えひめけーぶるてれび じょうかそうほしゅてんけん じょうかそうせいそうひ ちょうないかいひ 共益費(愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	890円

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	ゔっと 別途に定める防災計画により対応します。		
ひなんくんれん 避難訓練	年2回実施する。		
が災設備	るうでんかさいけいほうき しょうかき ゆうどうとう しょうぼうきかん つうほう かさいほうちせつび じどうかさいほうちせつび ぶっぱい まっぴ 温電火災警報器 消火器 誘導灯 消防機関へ通報する火災報知設備 自動火災報知設備 スプリンクラー設備		

【あかりホーム】

■ホームの概要

名称	_{こう ぞう} 構 造	_{しきちめんせき} 敷地面積	のベゆかめんせき 延床面積	リビング ダイニング	浴室 競表場	トイレ	か助トイレ	きょしつ 居 室 いっすう (室数)	世話人室
あかり ホーム	t(ぞうひらゃ 木造平屋	628.85 m ²	132.66 m ²	19. 7 m ²	6.95 m ²	4.43 m ²	_	12.63 ㎡ (4室)	16.24 m ²

くんれんとうきゅうふたいしょうがい ■訓練等給付対象外サービス利用料金

こうねつすいひ すいどう でんき とうゆ 光熱水費 (水道・電気・灯油)	7, 300円
まょうえきひ えひめけーぶるてれび じょうかそうほしゅてんけん じょうかそうせいそうひ ちょうないかいひ 共益費(愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	1, 260円

ひじょうじ たいおう	スっと きだ ほうきいけいかく			
非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。			
ひなんくんれん 避難訓練	年2回実施する。			
^{ぼうさいせっぴ}	しょうかき ゆうどうとう ねっしきかさいたんちき			
防災設備	消火器 誘導灯 熱式火災探知機 スプリンクラー設備			

【さくらホーム】

■ホームの概要

名称	_{こう ぞう} 構 造	_{しきちめんせき} 敷地面積	のベゆかめんせき 延床面積	リビング ダイニング	浴室 競表場	トイレ	か助トイレ	きょしつ 居 室 いっすう (室数)	世話人室
さくら ホーム	t(ぞうひらゃ 木造平屋	577.70 m ²	216.60 m ²	27.07 m ²	15.28 m ²	2.71 m ²	3.61 m ²	10.83 ㎡ (7室)	10.83 m ²

くんれんとうきゅうふたいしょうがい ■訓練等給付対象外サービス利用料金

こうねっすいひ すいどう でんき が す 光熱水費 (水道・電気・ガス)	11, 900円
きょうえきひ えひめけーぶるてれび じょうかそうほしゅてんけん じょうかそうせいそうひ ちょうないかいひ 共益費(愛媛CATV・浄化槽保守点検・浄化槽清掃費・町内会費)	1, 880円

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	、っと まだ ほうさいけいかく 別途に定める防災計画により対応します。				
ひなんくんれん 避難訓練	年2回実施する。				
ぼうさいせっぴ 防災設備	しょうかき ゆうどうとう ねつしきかさいたんちき けむりたんちき かさいつうほうせんようでんわ 消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備				

【つばめホーム】

■ホームの概要

名称	こう ぞう 構造	pessonete 敷地面積	のベゆかめんせき 延床面積	リビング ダイニング	浴室 說表場	トイレ	か助トイレ	きょ しっ 居 室 しつすう (室数)	ゃ _{きんしつ} 夜勤室
つばめ ホーム	もくぞうひらゃ 木造平屋	948.0 m ²	305.04 m ²	29.26 m [*]	13.09 m ²	2.71 m ²	5.65 m ²	10.83 ㎡ (10室)	10.83 m ²

くんれんとうきゅうふたいしょうがい ■訓練等給付対象外サービス利用料金

こうねつすいひ すいどう でんき 光熱水費 (水道・電気)	7, 800円
まょうえきひ じょうかそうほしゅてんけん かそうせいそう じょうかそうほうりゅうりょう ちょうないかいひ共益費(浄化槽保守点検・浄化槽清掃・浄化槽放流料・町内会費)	^{えん} 800円

ひじょうじ たいおう	へっと まだ ほうきいけいかく					
非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。					
ひなんくんれん	^{ねん かいじっし}					
避難訓練	年2回実施する。					
が災設備	しょうかき ゆうどうとう ねつしきかさいたんちき けむりたんちき かさいつうほうせんようでんわ 消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙 探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備					

【ことりホーム】

■ホームの概要

名称	こう ぞう 構造	u きちめんせき 敷地面積	のベゆかめんせき 延床面積	リビング ダイニング	浴室 說表場	トイレ	か助トイレ	きょ 居 室 (室数)	ゃ _{きんしつ} 夜勤室
ことり ホーム	もくぞうひらゃ 木造平屋	584.0 m ²	208.92 m ²	29.02 m ²	11.8 m ²	2.87 m ²	5.31 m ²	10.83 ㎡ (7室)	12.19 m ²

くんれんとうきゅうふたいしょうがい ■訓練等給付対象外サービス利用料金

こうねつすいひ すいどう でんき 光熱水費 (水道・電気)	7, 200円
きょうえきひ えひめけーぶるてれび じょうかそうほしゅてんけん じょうかそうせいそう ちょうないかいひ 共益費(愛媛CATV、浄化槽保守点検・浄化槽清掃・町内会費)	1, 950円

ひじょうじ たいおう 非常時の対応	えっと まだ ほうさいけいかく 別途に定める防災計画により対応します。					
ひなんくんれん 避難訓練	年2回実施する。					
ぼうさいせっぴ 防災設備	しょうかき ゆうどうとう ねつしきかさいたんちき けむりたんちき かさいつうほうせんようでんわ 消火器 誘導灯 熱式火災探知機 煙探知機 火災通報専用電話 スプリンクラー設備					

≪いつきホームズ修繕費用負担表≫

	項目		費用負担者
建物 外ま わり	屋根	葺替え	事業所
	屋上防水	やり替え	事業所
	外壁	補 修· ^{先浄}	事業所
	外部鉄部・吹付け部	修繕·塗装	事業所
	雨樋	修繕·交換	事業所
	外構・フェンス等	修繕	事業所
	天井	躯休の修繕・改装	事業所
建物内		内装の修繕	利用者
	床	躯体の修繕・改装	事業所
		内装の修繕	利用者
	壁	躯休の修繕・改装	事業所
		内装の修繕	利用者
建具	鋼製建具(玄関ドア・窓サッシ等)	修繕·交換	事業所
	木製建具(居室ドア・その他屋内ドアー畳等)	修繕·交換	利用者
その	建物内部(手摺等)	修繕·交換	利用者
他	入退室時の居室クリーニング		利用者
	消防設備・消火器・スプリンクラー	修理·交換	事業所
	給水管	錆止め·修理·交換	事業所
	排水管(排水溝·排水枡含)	洗浄·修理·交換	事業所
	給湯器	修理·交換	事業所
	電気配線・プレート類	修理·交換	事業所
	エアコン・空調設備	交換	事業所
設備 関係	エアコン·空調設備	修理	利用者
	換気扇	修理·交換 '	利用者
	照明器具(本体)	修理·交換	利用者
	その他電気設備	修理·交換	利用者
	システムキッチン・浴室設備一洗面台・その他水道器具	修理·交換	利用者
	その他衛生設備(便器・防水パン等)	修理·交換	利用者
	収納設備(下足入れ・郵便受け等)	修理·交換	利用者
	消耗品(電球・電灯・パッキン・鎖・その他部品)	修理·交換	利用者

≪管理等≫

	項目		費用負担者
自主保守	建物本体	簡易点検	事業所
	消防設備·消火器	簡易点検	事業所
	排水管(排水溝·排水枡含)	簡易点検	事業所
	受変電設備	簡易点検	事業所
	外構・フェンス等	簡易点検	事業所
法定保守	消防設備·消火器	法定点検	事業所
	スプリンクラー	法定点検	事業所
清掃	屋外	日常清掃	事業所
	建物内部	日常清掃	事業所
その 他	植栽	状態点検·剪定·消毒等	事業所
	除草	雑草の状態点検・除草・除 草剤散布等	事業所